

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人海技教育機構				
評価対象事業年度	年度評価	平成 28 年度（第 3 期）			
	中期目標期間	平成 28～32 年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	国土交通大臣				
法人所管部局	海事局	担当課、責任者	海技・振興課 橋本 亮二		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斎藤 正之佑		
主務大臣					
法人所管部局		担当課、責任者			
評価点検部局		担当課、責任者			
3. 評価の実施に関する事項					
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長ヒアリング 平成 29 年 6 月 22 日</li> <li>・監事意見聴取 平成 29 年 6 月 22 日</li> <li>・外部有識者からの意見聴取 平成 29 年 7 月 5 日（上窪良和、関利恵子、高橋静夫、羽原敬二）</li> </ul>					
4. その他評価に関する重要事項					
(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制に関する事項などを記載)					
<p>・独立行政法人海技教育機構は、「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」（平成 27 年法律第 48 号）により、平成 28 年 4 月 1 日に独立行政法人航海訓練所と統合した。</p>					

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		28年度	29年度	30年度	31年度
		B			
評定に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) 及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定) の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均（以下算定式の通り。）すると 3.17 点となり、最も近い評定が「B」評定であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評定とする。</p> <p><b>【項目別評定の算術計算】</b></p> $(A\ 4\text{点} \times 3\text{項目} + A\ 4\text{点} \times 1\text{項目} \times 2 + B\ 3\text{点} \times 25\text{項目}) \div (29\text{項目} + 1\text{項目}) \approx 3.17$ <p>⇒ 算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定にあたっては評定ごとの点数を、「S」評定：5 点、「A」評定：4 点、「B」評定：3 点、「C」評定：2 点、「D」評定：1 点とする。重要度の高い 1 項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については加重を 2 倍としている。</p>				
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	<p>項目別評価のとおり、評価項目全 29 項目のうち 4 項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、25 項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と独立行政法人海技教育機構（以下、「機構」という。）の業務運営については、全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。また、重要度、難易度とも高い目標として設定されている就職率については、高い水準で海事関係業界への人材が供給され、評価できる。</p>				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定にあたるべき考慮すべき事項はなかった。				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし				
その他改善事項	特になし				
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし				
4. その他事項					
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 法人が統合された初年度であるため、監事監査の補助職員として、学校の監査には練習船関係の職員を、練習船の監査には学校関係の職員を指名し、双方の業務について理解と融合を図るように努めている。</li> </ul>				
その他特記事項	<p>(外部有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間においても本業務評価と同じような制度を導入し、達成項目について評価を行うが、年々項目が増え、本来業務に対する評価が薄まってきている傾向がある。機構の主たる目標は、海運業界に人材を供給することであるが、海事関連企業への就職率や海技士国家試験の合格率と言った重要な評価項目の評定が良くても、他の評価項目数が多いため、全体の評定にはあまり影響していないと思われる。</li> <li>業績評価が組織のモラルやモチベーションに与える影響は大きいので、主たる目標である海事関連企業への就職率や海技士国家試験の合格率について「A」評定にされていることは、現場のモラルやモチベーションの維持向上には良いと考える。</li> <li>機構が行う教育の中で、人格養成、道徳的教育といったものが評価項目に見当たらないが、このような教育にも力を入れていただきたい。</li> <li>今回は、統合後最初の評価となり、旧法人からの継続的な業務、統合による効率化された業務及び翌年度以降に成果を出しうる可能性を整えた業務等を踏まえた評価となっている。今後の評価は、統合による様々な状況が整備された上で評価となると考える。</li> </ul>				

(別紙)

業務実績等報告書様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>							
養成定員と養成課程	B					I-(1)	
カリキュラムの見直し	B					I-(1)	
リソースの相互活用	B					I-(1)	
就職率	A○					I-(1)	
合格率	A					I-(1)	
海運業界との連携	B					I-(1)	
航海訓練の実施	B					I-(1)	
実務教育の実施	A					I-(1)	
研究体制、件数	B					I-(2)	
受託研究等の実績	B					I-(2)	
研究成果の発表・活用実績	B					I-(2)	
国内外の活動実績、研修員受入	B					I-(3)	
人材確保、入学者確保の実績	B					I-(3)	
海事広報の実績	A					I-(3)	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>							
業務体制の確立	B					II-(1)	
業務運営の効率化	B					II-(2)	
調達方法見直し	B					II-(3)	
人件費管理	B					II-(4)	
情報化・電子化の取組	B					II-(5)	
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>							
自己収入	B					III-(1)	
保有資産の検証・見直し	B					III-(2)	
業務達成基準による収益化	B					III-(3)	
予算、収支計画、資金計画	B					III-(4)	
短期借入金	—					III-(5)	
重要財産処分	—					III-(6)	
剰余金使途	—					III-(7)	
<b>IV. その他の事項</b>							
施設・設備の整備	B					IV-(1)	
人事に関する計画	B					IV-(2)	
積立金の使途	B					IV-(3)	
内部統制の強化	B					IV-(4)	
ガバナンス強化	B					IV-(5)	
情報セキュリティ対策	B					IV-(6)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I—(1)	海技教育の実施				
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第11条	
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧海技教育機構と旧航海訓練所の統合に当たり、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとされており、中期目標における「機構における資格教育」は、その達成に向けた重要な要素であるため。</li> <li>特に、海事関連企業への就職率について、我が国の内航海運では船員の高齢化が著しいことから、大量離職に伴う担い手不足が生じないよう、十分な数の若年船員を育成することが必要である。本法人は、内航新人船員の最大の供給源であり、主要な役割を果たしているものであるため。</li> </ul> <p>【難易度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海事関連企業への就職率について、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動する等の外部要因の影響を受け、また前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定しているため。</li> <li>海技士国家試験の合格率については、法人のパフォーマンスを最大限に引き出すために相当程度の努力をしなければ達成できない目標として設定しており、また、前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定しているため。</li> </ul>		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
養成定員 (四級海技士)	—	380名	390名					予算額（千円）
就職率 (計画値)	本科 95%以上	75%以上	95%以上					6,677,049
就職率 (実績値)			98.2%					決算額（千円）
達成度			103.4%					6,847,960
就職率 (計画値)	専修科 95%以上	90%以上	95%以上					経常費用（千円）
就職率 (実績値)			100.0%					6,681,888
達成度			105.3%					経常利益（千円）
就職率 (計画値)	海上技術コ ース							6,677,432

	95%以上	90%以上	95%以上				
就職率 (実績値)			100.0%				
達成度			105.3%				
合格率 (計画値)	本科 80%以上	75%以上	80%以上				
合格率 (実績値)			79.8%				
達成度			99.8%				
合格率 (計画値)	専修科 95%以上	90%以上	95%以上				
合格率 (実績値)			100.0%				
達成度			105.3%				
合格率 (計画値)	海上技術コ ース 95%以上	90%以上	95%以上				
合格率 (実績値)			100.0%				
達成度			105.3%				
意見交換会 (計画値)	期間中 375回程度	—	75回程度				
意見交換会 (実績値)			86回				
達成度			114.7%				
連絡会議 (計画値)	期間中 5回程度	—	1回程度				
連絡会議 (実績値)			1回				
達成度			100.0%				
視察会評価 (計画値)	肯定的評価 80%以上	—	80%以上				
視察会評価 (実績値)			95.0%				
達成度			118.8%				
受講者評価 (計画値)	肯定的評価 80%以上	—	80%以上				
受講者評価 (実績値)			98.8%				
達成度			123.5%				

予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<p>1. 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項第1号に基づき、船員となろうとする者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を実施する。</p> <p>また、「機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国際条約に的確に対応するとともに、船員教育機関及び海運業界と連携してのニーズの一層の精査や、これら関係者と交えて検討する国の施策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直し、海技教育全般の質的向上を図る。</p>	<p>(1) 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」(資格教育)及び「船員に対する教育」(実務教育)を実施する。</p> <p>また、「機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる教育を効果的・効率的に行う。</p>	<p>(1) 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」(資格教育)及び「船員に対する教育」(実務教育)を実施する。</p> <p>また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる教育を効果的・効率的に行う。</p>				

	(1) 船員となろうとする者に対する教育 ① 機構における資格教育 (a)養成定員と養成課程 船員養成事業においては、三級海技士から六級海技士までの新人船員の養成を行いうものとし、とりわけ、国内最大の内航船員の供給を担っている四級海技士養成課程（本科及び専修科）については、期首の定員を 390 名とする。 新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果を踏まえ、期間中に見直すものとする。	① 船員となろうとする者に対する教育 ア 機構における資格教育 a) 養成定員 海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、期首の定員を 390 名とし、海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、本年度の定員を 40 名とする。 なお、期間中において、海運業界の需要、少子化の進展等を踏まえ定員を見直す。 b) 養成課程 三級海技士養成課程及び四級海技士養成課程について、海運業界のニーズ等に基づき、国が設置する検討会の検討状況を踏まえ、期間中に見直しを行う。	①船員になろうとする者に対する教育 ア 資格教育 a) 養成定員 海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、期首の定員を 390 名とし、海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、本年度の定員を 40 名とする。 なお、海運業界の需要、少子化の進展等を踏まえ定員を見直す。 b) 養成課程 三級海技士養成課程について、海運業界のニーズ等に基づき、国が設置する検討会の検討状況を踏まえ、再編を検討する。 ii) 三級海技士養成課程について、海運業界のニーズ、少子化の進展を踏まえ、入学者を多方面から確保するよう、見直しを検討する。	<主な定量的指標> 養成定員 本科及び専修科を 390 名、海上技術コースを 40 名とする。  <評価の視点> ・養成定員及び養成課程の見直しを検討したか。	<主要な業務実績> ①船員になろうとする者に対する教育 ア 資格教育 船員の高齢化を背景とした求人数の増加や入学の応募倍率の変化等を見極め、平成 28 年度に専修科養成定員を 10 名増やした。本科 140 名、専修科 250 名、計 390 名とし、平成 13 年の独立行政法人移行後の最大値となった。海上技術コースについては、昨年度同様、養成定員を 40 名とした。 四級海技士養成課程の養成定員及び養成課程については、限られた財源の中で海運業界のニーズに応えつつ、安定的・持続的に政策を実施できる体制を国土交通省と協議しながら検討している。 三級海技士養成課程については、海運業界からの要望を確認しながら見直しを検討している。  【添付資料 1 養成定員等の推移】	<評定と根拠> 評定：B 限られた予算・人員で計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・引き続き、国が設置する検討会の検討状況を踏まえ、養成定員及び養成課程の見直しを検討する必要がある。	評定 B  <評定に至った理由> 平成 28 事業年度計画において、「海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、本年度の入学定員を 390 名とし、海技課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、本年度の定員を 40 名とする」としている。 本科及び専修科の養成定員は、平成 27 年度から 10 名増員し、平成 13 年度の独立行政法人移行後、最大値となっている。 限られた予算及び人員で自助努力により対応していることは評価に値する。 また、海技教育機構の養成定員及び養成課程については、国が設置する検討会等の検討状況を踏まえて、平成 29 年度以降に海運業界のニーズ等や船員教育のあり方を含め、検討を引き続き行うこととしている。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目的を達成していると認められる。
	(b)座学教育と航海訓練の一体的実施 統合により学校における座学教育と練習船による航海訓練について、教育内容の高度化と	c) 座学教育と航海訓練の一体的実施 学校における座学教育と練習船における航海訓練について、教育内容の高度化と	c) 座学教育と航海訓練の一体的実施 学校における座学教育と練習船における航海訓練について、教育内容の高度化と	<評価の視点> ・一貫性のあるカリキュラムへ見直しに着手したか。	<主要な業務実績> c) 座学教育と航海訓練の一体的実施 i) 学校と練習船の現行カリキュラムについて、教育内容の重複部分の抽出を行	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。  <課題と対応>	評定 B  <評定に至った理由> 統合により、座学教育と航海訓練の一体的実施が可能となったため、現行カリキュラムについて、学校と練習船の教育内容の重複部分の抽出を行い、学校又は練習船のみで実施する項目や学校での教育を踏まえて練習船でレベルアップする項目等を仕分け、最適な分担が行えるよう一

<p>る体制となったことを活かし、教育内容の高度化を図るために、座学と実習カリキュラムの効果的な運用による一貫教育の実施、また施設・設備等の一体的運用による教育訓練の充実に取り組む。</p> <p>併せて、海運業界が求める船員に不可欠とされる資質の涵養の強化を図る。</p>	<p>ともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の涵養を図るために、次の取組を行う。</p> <p>i) 座学教育と航海訓練の連携による効率的・効果的な教育を実施するため、現行の養成課程に関するカリキュラムを平成29年度を目標に一貫性のあるものに見直すとともに、国が設置する検討会における検討結果等を踏まえ必要な見直しを行う。また、資質基準システム(QMS)を一体的に運用し、期間中に定着を図る。</p>	<p>ともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の涵養を図るために、次の取組を行う。</p> <p>i) 座学の教育と航海訓練の連携による効率的・効果的な教育を実施するため、国が設置する検討会における検討状況を踏まえながら、学校と練習船の点検を行い、現行カリキュラムを一貫性のあるカリキュラムへ見直しに着手する。また、策定した座学教育と航海訓練の統一資質基準システム(QMS)の試行的な運用を開始する。</p>	<p>い、学校又は練習船のみで実施すべき項目、学校の指導を踏まえて練習船でレベルアップする項目等に仕分けて実施分担を策定し、一貫性のあるカリキュラムへ見直しに着手した。</p> <p>先行して、海技資格に必要な登録海技免許講習(救命講習・消火講習)については、学校と練習船での実施項目を分担し、平成29年度から運用を開始できるよう一貫性のあるカリキュラムを策定した。</p> <p>座学教育と航海訓練の統一資質基準システム(QMS)の試行的な運用を平成28年4月1日から開始した。</p> <p>【添付資料2 座学教育と航海訓練の一体的実施】</p>	<p>・統一資質基準システム(QMS)の試行的な運用結果を踏まえた同システムと運用マニュアルの見直しを実施していく。</p>	<p>貫性のあるカリキュラムへの見直しを行っている。</p> <p>また、海技資格に必要な登録海技免許講習のうち、救命講習及び消火講習については、学校と練習船で分担し実施する項目を定めた一貫性のあるカリキュラムを策定し、平成29年度から運用開始する準備が完了している。</p> <p>その他、統合以前の各資質基準システムを統一し、平成28年4月から試行運用されており、今後試行結果に基づき、次年度以降見直しを含め検討される。</p> <p>統合以前から実施している内航用練習船等による航海訓練として、平成28年度は、瀬戸内海の航行日数は、大成丸71日、青雲丸49日、夜間航行(オーバーナイト)の日数は、大成丸44日、青雲丸47日、瀬戸内海を出港地又は入港地とする夜間航行の日は、大成丸14日、青雲丸7日が実施されている。</p> <p>また、船橋当直については、狭水道における船橋単独当直訓練の実施が望ましいが、全実習生へ均一な実践訓練を十分に提供することが困難なため、実習生の習熟度に応じて実践訓練と練習船に搭載された操船シミュレータ訓練を併用し、内航船の常用航路となる沿岸航海を中心に主体当直を全実習生に対して実施している。</p> <p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>&lt;その他の事項&gt; (外部有識者の意見)</p> <p>・内航用練習船での瀬戸内海航行訓練や夜間航行訓練は、将来の実務において、貴重な経験となるので、少なくとも訓練日数の維持又は増加に努めていただきたい。</p>
<p>ii) リソース(教材、設備、教員)の有効活用を図るために、平成29年度までに教材の統一的使用、施設・設備の相互活用及び教育手法の共有方法について検討し、速やかに実施する。</p>	<p>ii) リソース(教材、設備、教員)の有効活用を図るために、現行教材の活用状況の整理を行う。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行教材の活用状況の整理をしたか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ii) 組織における教材、設備、教員の有効活用を次のとおり図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教材</li> <li>・学校と練習船にて教材(テキスト、授業・講義資料など)の情報共有を行い、指導内容の理解と相互活用</li> <li>(2) 設備</li> <li>・従来学校が行っていた登録海技免許講習(救命講習・消火講習)の一部を練習船において実施できる</li> </ul> <p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定:B 計画通りの実績を上げている。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リソース(教材、設備、教員)の相互活用及び教育手法の共有方法について検討していく。</li> </ul>	<p>評定</p>	<p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>統合により、学校・練習船における教育訓練の実施については、内部ポータルサイト等を活用し、教材(各テキスト、講義資料等)等を共有している。</p> <p>また、設備の有効利用では、練習船の救命艇、救助艇及び双方向無線電話装置を使用した救命講習を実施し、海技大学校ではECDIS(登録電子海図情報表示装置)講習やSSO(船舶保安管理者)講習の各研修を教員等に対して実施している。</p> <p>人員においては、疾病等で欠員となった学校・練習船に本部職員を短期的に派遣している。</p> <p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>

			<p>ようカリキュラムを策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海技大学校施設を活用した学校及び練習船教職員の研修の実施</li> </ul> <p>(3) 教員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構学校教員が練習船勤務を実施</li> <li>・学校、練習船を問わず、繁忙期や労務負担の大きい部署に応援要員を配置</li> </ul>		<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リソースの有効的な活用により、教員等の質の向上を図る必要がある。</li> </ul>
iii) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、中期計画期間の各年度とも、本科、専修科及び海上技術コースのいずれも95%以上とする。	iii) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、本科、専修科及び海上技術コースのいずれも95%以上とする。	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本科、専修科及び海上技術コースのいずれも95%以上とする。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>iii) 海事関連企業への就職率は、95%以上の高い実績を維持している。</li> </ul> <p>○本科 : 98.2%</p> <p>○専修科 : 100.0%</p> <p>○海上技術コース :</p> <p style="text-align: center;">100.0%</p> <p>入学当初から就職に関する意識付けを行い、就職先(船種)希望調査や海技者セミナー、就職説明会への参加、面接試験の応対方法など積極的に就職指導を行っている。</p> <p>また、就職に関する二者面談、三者面談を行うとともに、内航海運業界の協力を得て、101名(昨年度87名)の生徒・学生に対し夏休みを利用した内航船での乗船体験を行い、就職先である内航海運業界への理解を深めさせた。</p> <p>さらに、職員による202社への企業訪問を実施し、うち62社について新規に訪問するなど積極的に求人開拓を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 : A</p> <p>ここ数年、求人数が増えているが、内航船へのきめ細かな就職指導、職員による企業訪問を継続し、これらのことと奏功し、ほぼ100%の高い就職率を維持している。</p> <p>達成度は本科103.4%、専修科及び海上技術コース105.3%と定量的指標ではB評定となるが、専修科及び海上技術コースの実績値が100%であり、計画値95%に対し105.3%を超える達成度はあり得ないことから自己評価をA評定としている。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>海事関連企業への就職率は、法人のアウトプットの最重要項目であり、必ず達成すべき目標値と考えられる。</p> <p>一方、目標設定にあたっては、内航新人船員の最大の供給源として、法人は重要な役割を担っているため、就職率95%という相当の努力をしなければ達成できない重要度の高い目標として設定している。</p> <p>目標達成にあたっては、学生に対する求人状況が海運業界の景気動向により大きく変動する等の外的要因の影響を受けるため、難易度は高く、容易なことではない。船社等からの求人の確保のため、教員が200社を超える船社等を訪問し、そのうちこれまでに求人のあった船社等に加えて、さらに62社を新規開拓している。</p> <p>学生と船社等とのミスマッチを回避するために、早期から学生に対し、就職に関するアンケートや海技者セミナー、就職説明会への参加などの就職指導を行うとともに、学生、教員、保護者の三者面談や、夏休みを利用して内航業界の協力による体験乗船には101名の生徒・学生が参加している。</p> <p>これらの取組の結果、就職率は、専修科、海上技術コースとともに100%、本科においても98%と高い就職率を維持している。</p> <p>定量的指標から判断すると「B」評定ではあるが、重要度及び難易度の高い目標に対して、法人も相当努力した結果、目標を達成したものであり、評定を一段階引き上げ、「A」評定としたことにした。</p> <p>&lt;その他の事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者4人全員からは、「A」評定について異存がないと意見を得ている。 (その他の外部有識者の意見)</li> <li>・機構として努力が行われていることは評価できるが、有効求人倍率等が高いなど外部要因の影響が大きいことを認識してほしい。</li> <li>・学生への就職指導は、大手船社についてのみならず、内航船員不足が深刻な中・小船社についても行ってほしい。</li> </ul>

	iv) 内航船員養成教育 訓練プログラムの着実な実施、知識・技能の定着を目的とした適切なフォローアップにより教育効果を高め、海技士国家試験合格率を中期計画期間の各年度とも、全員が航海または機関のいずれかに合格することを目指すこととし、航海・機関の両方の合格率については、本科においては80%以上、専修科及び海上技術コースにおいては95%以上とする。	iv) 内航船員養成教育 訓練プログラムの着実な実施、補講、模擬試験、個別指導に加え、学力レベル別の学習指導等適切なフォローアップにより教育効果を高め、全員が航海または機関のいずれかに合格することを目指すこととし、航海・機関の両方の合格率については、本科においては80%、専修科及び海上技術コースにおいては95%以上とする。	<主な定量的指標> ・航海・機関の両方の合格率 本科 80%以上 専修科 95%以上 海上技術コース 95%以上 ・全員が航海または機関のいずれかに合格することを目指すこととし、航海・機関の両方の合格率について は、本科においては80%、専修科及び海上技術コースにおいては95%以上とする。	<主要な業務実績> iv) 海技士国家試験合格率 は次のとおり高い実績を維持している。 ○本科 : 79.8% ○専修科 : 100.0% ○海上技術コース : 100.0% なお、本科・専修科の航海・機関のいずれかの合格率は99.4%であった。 各校における補講等の自主講座及び模擬試験、個別指導に加え、学力レベル別の学習指導について基礎部分を重視した取組を行うとともに、早い段階から国家試験対策に取り組んだ。 また、本校においては、国家試験対策に関する取組状況と結果の報告をまとめ、各校にフィードバックし教育効果を高める取組を実施した。  【添付資料 4 海技士国家試験の合格実績】	<評定と根拠> 評定 : A 補講等の自主講座及び模擬試験、個別指導に加え、学力レベルに応じた学習指導の実施など、きめ細かい指導を実施している。 上記の取組により、海上技術コースの海技士国家試験合格率は3年間連続となる100%、専修科の航海・機関の両方の合格率は平成13年の独立行政法人への移行後初となる100%であった。本科の航海・機関の両方の合格率は79.8%と目標値80%にわずかに及ばなかったものの昨年度の実績78.3%より高くなつた。 本科・専修科の航海・機関のいずれかの合格率は99.4%であり、ほぼ全員が合格した。 達成度は本科99.8%（定量的指標C評定）、専修科及び海上技術コース105.3%（定量的指標B評定）であるが、本科の実績値79.8%は昨年度78.3%を上回り、達成度はほぼ100%であること、また、専修科及び海	評定	A
						<評定に至った理由> 海技士国家試験の合格率は、法人のアウトプットの重要な項目であり、必ず達成すべき目標値と考えられる。 一方、目標設定にあたっては、全員が海技士（航海）又は海技士（機関）（以下、それぞれ「航海」又は「機関」という。）いずれかの試験に合格することを目指すとともに、法人のパフォーマンスを最大限に引き出す観点で、相当程度の努力をしなければ達成できない定量的指標として、航海・機関の両方の試験の合格率を、前中期目標期間より5%上回る目標値に設定している。目標達成は、教育者の努力もさることながら、学生の質も大きく影響することから、容易なことではなく、難易度が高い目標としている。 各学校において、合格率向上のための取組として、通常授業以外に、補講等の自主講座や個別指導に加え、学生の学力レベルに応じた学習指導により基礎部分を重視した取組が行われている。 また、国家試験対策として、少人数による実践形式の口述模擬試験の実施や自学できるよう口述試験用問題集を活用した学習方法の指導が行われている。口述模擬試験の結果、成績が不良であった者に対しては、個別指導や追加の口述模擬試験を実施することにより、個々の理解力の向上を図っている。 その成果として、定量的指標である各課程の合格率は、海上技術コースは、受験者27名が全員合格し、3年間連続で合格率100%を達成している。 専修科は、受験者230名が全員合格し、平成13年度の独立行政法人移行後初めてとなる航海・機関の両方の試験の合格率100%を達成している。 本科は、受験者89名に対し、71名が航海・機関の両方の試験に合格し、昨年の合格率78.3%を上回る79.8%となったものの目標値を0.2%下回る結果となった。なお、本科・専修科の航海又は機関のいずれかの試験の合格率は、受験者319名に対し、317名が合格し、99.4%となっている。  定量的指標から総合的に判断すると「B」評定となるが、難易度の高い目標に対して、上記の取組により、法人が相当程度の努力を行った結果、海上技術コース、専修科ともに合格率100%を達成している。目標に対する達成度は105.3%ではあるが、これは達成度として最高値であることを考慮し、評定を一段階引上げ「A」評定としたことにした。	<今後の課題> ・海上技術コース及び専修科は、現在の合格率の水準を維持するとともに、本科の今後さらなる合格率の向上のための対策が必要となる。

				<p>上技術コースの実績値が 100%であり、計画値 95%に対し 105.3%を超える数値はあり得ないことから自己評価を A 評定としている。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本科における合格率向上に向けた補講や模擬試験の充実、学力レベル別の学習指導等の取り組みの強化</li> </ul>	<p>＜その他の事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者 4 人全員からは、「A」評定について異存はないと意見を得ている。</li> <li>(その他の外部有識者の意見)</li> <li>・一般的な教育機関の例ではあるが、レベルの低い学生を一定水準にまで引き上げる努力が以前よりかなり多くなっていると感じている。</li> </ul>
(c)海運業界との連携 海運業界や船員教育機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。	d) 海運業界との連携 海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質向上を図るために、意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を期間中に 375 回程度開催する。	d) 海運業界との連携 海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質を向上させるために、意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を 75 回程度開催する。	<p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を 75 回程度開催する。</li> </ul>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>d) 海運業界との連携 海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質向上を図るために、日本船主協会、全国内航タンカー海運組合、各地の船員対策連絡協議会等との意見交換会を 48 回、地方運輸局、海運業界等による学生への説明会等を 38 回、計 86 回開催した。</li> </ul> <p>海運業界からは「挨拶等がしっかりとできること」「海技免状は必ず取って欲しい」等、船員の資質、知識・技能及び資格に関する意見があり、生徒・学生にも紹介して就職指導に役立てた。</p> <p>【添付資料 5 海運業界等との連携（意見交換会等）】</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>海運業界のニーズを把握し、船員教育の質の向上を図るために、海運業界団体や各地の船員対策連絡協議会との意見交換会を 48 回実施している。</p> <p>また、海技者セミナーをはじめ、地方運輸局や海運業界等による学生への就職や内航業界に関する説明会等が 38 回実施され、学生の内航業界への理解を深め、就職指導面にも活用されている。</p> <p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>＜今後の課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海運業界及び生徒・学生のニーズの把握や相互理解を図ることにより、定着率の向上など就職におけるミスマッチの削減につなげる取組が引き続き必要である。</li> </ul>

②他の教育機関から受託する航海訓練の実施	イ 他の教育機関から受託する航海訓練	イ 他の教育機関から受託する航海訓練	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	B
			・航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、連絡会議を1回程度実施する。	イ 他の教育機関から受託する航海訓練	評定:A 航海訓練の中立性・公平性を担保するため、海運業界に精通した外部有識者から意見を聴取している。	<評定に至った理由>	
学生の練習船への配乗に際し、その中立・公平性を確保しつつ、養成目的及び関係法令の要件に基づき効果的・効率的に航海訓練を実施する。  また、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。	a) 航海訓練の中立性・公平性の確保  航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、期間中5回程度の連絡会議を開催する。  i ) 他の船員教育機関から受託する航海訓練について、「STCW条約」に即した訓練を展開するとともに、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるとともに、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、期間中に訓練内容、手法の必要な見直しを行う。また、視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。  ii ) 社船実習制度に関して、訓練内容の充実・強化を図るため、船社と連携し社船と練習船の役割分担について必要な見直しを行う。	a) 航海訓練の中立性・公平性の確保  航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、連絡会議を1回程度実施する。  i ) 他の船員教育機関から受託する航海訓練について、「STCW条約」に即した訓練を展開し、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるとともに、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、訓練内容、手法の点検を行ったか。  ii ) 社船実習制度に関して、毎年開催される社船実習協議会に参加し、練習船の訓練において見直すべき事項を抽出して改善を図ったか。	<主な定量的指標>  ・船社による練習船視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。	<主要な業務実績>  ・航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、連絡会議を1回程度実施する。  ・船社による練習船視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。	<評定と根拠>  a) 航海訓練の中立性・公平性の確保  ・船社による練習船視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。	評定:A 航海訓練の中立性・公平性を担保するため、海運業界に精通した外部有識者から意見を聴取している。	<評定に至った理由>  統合により、座学教育と航海訓練が一括で実施されることから、他の船員教育機関に対して、航海訓練の中立性、公平性を確保し、連携するために、平成28年度は、東京海洋大学、神戸大学及び高専機構と意見交換会を1回実施(達成度100%)し、海運業界に精通した外部有識者から意見を聴取し、平成29年度練習船配乗計画等が作成されている。  航海訓練については、船社等を対象とした練習船視察会の参加者にアンケート調査を行い、95%の肯定的な評価(達成度118.8%)を得られている。  また、業界からの要請により、平成29年度から新たに民間船員養成機関の六級海技士(航海)養成課程の航海訓練の2か月のうち、初期導入訓練等として1か月を機構練習船で受託することを海技教育機構、日本内航海運組合総連合会、(一社)海洋共育センターの三者間で決定し、配乗計画等の受入準備が完了している。これは、海運業界のニーズに応えた取組で、法人の自主的努力として評価できる。  なお、民間六級を受け入れることで、機構が実施してきた六級海技士(航海)講習は平成29年度募集を停止している。  社船実習制度については、毎年開催される社船実習連絡協議会に参加することで、船社からの要望に応え、指導方法を共有するとともに、役割分担の見直しが図られている。平成28年度は、講義形式となる訓練項目を三級・四級ともに社船から機構練習船に移すなど、改善を実施している。  また、海技資格に必要な登録海技免許講習のうち、救命講習と消火講習については、商船系大学や商船系高等専門学校と協議を行い、平成29年度から学校と練習船で講習を分担し、実施することとされている。  法人の自己評価は「A」評定であるが、定量的指標である意見交換会の実施回数及び視察会参加者のアンケート調査結果の達成度が120%を超えていない。新たな取り組みとしてこれまでの機構で実施していた六級海技士に係る航海訓練のノウハウを活用する民間六級海技士(航海)養成課程の航海訓練の受入決定は、評価するが、実施は平成29年度であり、項目全体としては「中期計画における所期の目標を上回る」とまでは認められないため、「B」評定とする。
						<今後の課題>	・平成29年度実施される民間六級海技士(航海)養成課程の乗船訓練の成果等の検証を行う必要がある。
						<その他の事項>	・外部有識者4人全員からは、「B」評定について異存がないと意見を得ている。

	<p>iii) 海技資格に必要な講習の練習船での実施について、国内法令の改正動向に合わせ、平成29年度中に大学・高専と練習船の分担内容を確定し、カリキュラムの見直し及び講習プログラムを策定する。また、期間中に講習内容の定着を図る。</p>	<p>iii) 海技資格に必要な登録免許講習について、練習船における必要な設備や実施方法を検討するとともに、大学及び高等専門学校と講習の分担を協議する。</p>		<p>び高等専門学校と協議を行い、練習船の講習実施分担・内容を決定し、平成29年度から実施することとした。</p> <p>【添付資料6 練習船観察会アンケート結果】</p>	<p>受け入れは、統合後の業務方法書に基づく、初めての民間船員教育機関からの受託であり、その決定は計画以上の実績を上げていることから自己評価をA評定としている。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海技資格に必要な登録免許講習の練習船での実施について、カリキュラムの見直し及び講習プログラムを策定する。</li> </ul>	
(2) 船員に対する教育	<p>②船員に対する教育 ア 実務教育の実施 　講習等（海技士の免許を取得するために必要な講習を除く）の実務教育について、講習受講者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得るとともに、海運業界のニーズを踏まえ、年度毎に講習内容の見直しを行う。</p> <p>水先人の養成については、関係者と連携し安定確保に努めるとともに、その教育の実施に際しては、これまでの受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、内容の充実を図る。</p> <p>a) LNG燃料船に乗り組む船員の訓練要件</p>	<p>②船員に対する教育 ア 実務教育の実施 　講習等（海技士の免許を取得するために必要な講習を除く）の実務教育について、講習受講者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得るとともに、海運業界のニーズを踏まえ、講習内容の見直しを行なう。</p> <p>イ 新たな講習の設置 　技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のため、国の政策を踏まえ、期間中に以下の講習課程設置に取り組む。</p> <p>a) LNG燃料船に乗り組む船員の訓練要件</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習受講者に対するアンケートについて、80%以上の肯定的な評価を得る。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務教育について海運業界のニーズを踏まえ、講習内容の見直しを行なったか。</li> <li>・水先人教育について受講者の能力検証・分析を行い、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を改善したか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>②船員に対する教育 ア 実務教育の実施 　実務教育について、講習受講者に対するアンケートで98.8%の肯定的な評価が得られ、教育内容が業界ニーズとマッチしていることを確認した。また、受講者数を踏まえ、船舶運航実務課程で開講する実務コースの再編等を行なった。</p> <p>イ 新たな講習の設置 　新たな講習の設置について、関連事業者との意見交換や資料入手等の情報収集を行なった。</p> <p>LNG燃料船に係る講習については、IMOモデルコースを作成中のノルウェーと情報共有を図り、モデルコースに合わせた訓練課程として、IGFコード対象の船舶に乗船するにあたり、関</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>新たな講習の設置について、平成28年度で設置作業を計画していたLNG燃料船、北極海航路に加え、STCW条約基本訓練及びフロン講習の開設作業を実施したこと、中期計画における初期の目標を上回る成果が得られていると判断している。</p> <p>水先人教育は計画通りの実績を上げている。</p> <p>これらのことから、自己評価をA評定としている。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>実務教育については、船舶運航実務課程の講習受講者に対するアンケート調査結果で98.8%の肯定的な評価(達成度123.5%)が得られており、現在の業界ニーズに適応し、現場において効果的な内容の講習を実施している。</p> <p>一方、受講者数など数的ニーズを見極め、実務教育課程の再編等が行われ、P D C Aサイクルが適切に機能している。</p> <p>新たな講習の設置について、LNG燃料船及び極海（北極海等）航行船に乗り組む船員の資格にかかる講習の設置に向けて、海外の先進的な国々と情報を共有し、我が国で実施する講習の設置準備を実施している。なお、上記2講習は平成29年4月公布の「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に、船員の資格に関する規程の整備が定められており、今後の機構での講習実施に期待が寄せられている。</p> <p>また、計画された講習以外に、新たにS T C W条約2010年マニラ改正に対応した基本訓練技術講習（個人の生存技術や防火・消火に関する実地研修）やフロン排出抑制法に対応した海技者のフロン類取扱のための新講習を平成29年度から開催できるよう準備されている。</p> <p>水先人教育については、授業の進捗及び修業生の達成度を判断するため、授業毎に小テストを実施しているほか、講習修了前に試験を実施し、受講者の能力検証・分析を行うことにより、国家試験（筆記試験、口述試験）の合格率は100%へと成果を上げている。また、初めて受講者を受け入れることとなる水先区の標準操船要領を作成している。</p>

	<p>を満たす講習</p> <p>b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>ウ 水先人教育</p> <p>水先人の安定確保に資するため、関係者との連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績、成果から受講者の能力検証・分析を行い、より良い水先教育に反映させるために、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を毎年度改善し、その質の向上を図る。</p>	<p>a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>ウ 水先人教育</p> <p>関係機関との連携を強化し、水先人教育を的確に実施するとともに、受講者の能力検証・分析を行い、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を改善し、水先教育の質の向上を図る。</p>	<p>連規則や液化天然ガスの特性、安全に関する基礎知識を習得する座学の他、船員向けとしては本邦初となる、ガス火災の消火訓練を実施できるよう準備を進めた。</p> <p>北極海航路に係る講習については、機構職員が IMO モデルコースの議論に参画し、開講に向けて教員をカナダに派遣して極海訓練を受講させ、さらに砕氷船の船長経験者等を外部講師として依頼するなどして準備を進めた。</p> <p>上記に加え、新たな講習として STCW 条約 2010 年マニラ改正に対応した基本訓練技術講習及びフロン排出抑制法（平成 27 年 4 月施行）に伴う海技者のためのフロン類取扱に係る講習の平成 29 年度開講に向けた準備を進めた。</p> <p>ウ 水先人教育</p> <p>水先教育を的確に実施するため関係機関との連絡会等を開催し、連携強化に努めた。</p> <p>授業の進捗及び修業生の達成度を判断するため、授業毎に小テストを実施しているほか、講習修了前に修了試験を実施し、受講者の能力検証・分析を行った。</p> <p>また、初めて受講者を受け入れる水先区（一級：秋田船川・清水・佐世保）、（二級複数：島原海湾）の標準操船要領の新規作成等、操船シ</p>	<p>定としている。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな講習の設置について、講習課程の開講に向けた準備を行っていく。</li> </ul>	<p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を上回ると認められ、「A」評定とする。</p> <p>&lt;その他の事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者 4 人全員からは、「A」評定について異存はないと意見を得ている。</li> </ul>
--	---	--	---	--	---

				ミュレータ実習に使用するシナリオ等の改善に取り組んだ。  【添付資料 7 講習受講者アンケート結果】 【添付資料 8 新たな講習課程の設置】		
--	--	--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I—(2)	研究の実施				
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第11条
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】 ・外部機関からの受託研究の実施について、期間中7件程度という目標は、研究委託者の開拓及び委託者との交渉成立により実施できるものであり、あらかじめその件数を計画することが困難であるため。			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		予算額（千円）	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
研究 (計画値)	期間中 165件程度	期間中 80件程度	33件程度						予算額（千円）	336,531				
研究 (実績値)			34件						決算額（千円）	313,576				
達成度			103.0%						経常費用（千円）	313,576				
共同研究 (計画値)	期間中 60件程度	—	12件程度						経常利益（千円）	313,367				
共同研究 (実績値)			12件						行政サービス実施 コスト（千円）	146,339				
達成度			100.0%						従事人員数	596				
受託研究 (計画値)	期間中 7件程度	—	1件程度											
受託研究 (実績値)			2件											
達成度			200.0%											
定期刊行物 (計画値)	期間中 10件程度	—	2件程度											
定期刊行物 (実績値)			2件											
達成度			100.0%											
査読付き論 文発表 (計画値)	期間中 50件程度	—	10件程度											
査読付き論 文発表			10件											

(実績値)													
達成度			100.0%										
学会発表等 (計画値)	期間中 60件程度	年間 11件程度	12件程度										
学会発表等 (実績値)			34件										
達成度			283.3%										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。  研究の実施に当たっては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。	「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。  研究の実施に当たっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育と海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした、組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。	機構法第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。  研究の実施にあたっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育と海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした、組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。	<主な定量的指標> ・研究計画に基づき、33件程度の研究を行う。  <評価の視点> ・施設及び人員を横断的に活用できる研究体制の構築に着手したか。 ・重点研究課題の策定、実行及び評価体制を構築したか。	<主要な業務実績> ①研究活動の活性化 ア 研究管理委員会を設置し、機構として取り組むべき研究テーマについて施設及び人員を研究者の所属によらず一括管理し、効率的に活用できる研究体制の構築に着手した。 イ 社会ニーズの把握に努め、ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を34件実施した。 平成28年度の主な事例として、航海情報の統合に関する研究、オンボード操船シミュレータの訓練手法に関する研究及び船内の密閉区域からの救助に関するSOLAS条約の新たな改正に関する研究の成果について、それぞれ水先人教育、六級海技士（航海）のシミュレータ訓練及び実際の救助訓練のプログラムに反映した。  【添付資料9 研究項目一覧】	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・学校における座学教育と海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした研究の実施と教育への反映	評定 B  <評定に至った理由> 統合により、海技大学校及び旧航海訓練所で行われていた研究活動を一括管理し、効率的かつ効果的な研究体制を整える一環として研究管理委員会が設置されている。 また、社会ニーズの把握・反映のため船舶運航及び航海訓練に関する重点研究8件を含む独自研究を34件（新規研究11件を含む）実施している。 「航海情報の統合に関する研究」、「オンボード操船シミュレータの訓練手法に関する研究」及び「船内の密閉区域からの救助に関する調査研究（SOLAS条約の新たな改正に関する研究）」の研究成果について、それぞれ水先人教育、六級海技士（航海）のシミュレータ訓練及び実際の救助訓練のプログラムに反映している。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。  <今後の課題> ・海技大学校の設備や練習船による航海訓練の連携を活かした組織的な研究を推進する必要がある。
(1) 研究活動の活性化  研究体制の構築を図り、重点研究課題の策定及び研究評価体制を確立すること等により、海技教育	①研究活動の活性化 研究能力の維持・向上とともに、研究活動の活性化を図るため、期間中に次の取組を実施する。 ア 研究管理委員会を設置し、施設及び人員を横	①研究活動の活性化 研究能力の維持・向上とともに、研究活動の活性化を図るため、次の取組を実施する。 ア 研究管理委員会を設置し、施設及び人員				

	及び船舶運航に関する研究を実施する。	断的に活用できる研究体制を平成 29 年度までに構築する。 イ 重点研究課題の策定、実行及び評価体制を新たに確立し、社会ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を期間中に延べ 165 件程度実施する。	を横断的に活用できる研究体制の構築に着手する。 イ 重点研究課題の策定、実行及び評価体制を構築する。また、社会ニーズの把握に努め、ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を 33 件程度実施し、その成果を教育に反映する。			
	(2) 共同研究・受託研究の実施  統合により、海技大学校の施設及び練習船の双方を活用したことから、共同研究及び受託研究の拡大を図る。	②共同研究・受託研究の実施  海技大学校の施設及び練習船を有効に活用するとともに、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、共同研究・受託研究範囲の拡大を図り、期間中に延べ 67 件程度（受託研究 7 件、共同研究 60 件）実施する。	②共同研究・受託研究の実施  海技大学校の施設及び練習船を有効活用するとともに、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等との連携により、共同研究・受託研究範囲の拡大に努め、13 件程度（受託研究 1 件、共同研究 12 件）実施する。	<主な定量的指標> ・共同研究及び受託研究の拡大に務め、13 件程度（共同研究 12 件、受託研究 1 件）実施する。	<主要な業務実績> ②共同研究・受託研究の実施 共同研究 12 件（新規 2 件、継続 10 件）、受託研究 2 件（新規 1 件、継続 1 件）を実施した。 新規研究として海技及び海事に関する共同研究 2 件、その他船舶運航技術に関する受託研究 1 件、合計 3 件を承認・実施した。  【添付資料 9 研究項目一覧】	評定と根拠 評定：B 計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・共同研究・受託研究範囲の拡大  評定 B  <評定に至った理由> 外部機関からの受託研究は、研究委託者の開拓や委託者との交渉成立により初めて実施が可能となるもので、難易度の高い項目である。平成 28 年度は、受託研究を 2 件実施しており、定量的指標としては、達成度 200% であるが、新規受託研究は 1 件のみにとどまっているため、拡大が図られていると言えない。 他の教育機関や研究所等との共同研究を 12 件（新規 2 件）実施している。（達成度 100%）  以上を踏まえて、中期計画について、所期の目標を達成していると認められる。  <今後の課題> ・共同研究・受託研究の連携先の範囲の拡大を図るとともに、受託研究による自己収入の確保を目指す。
	(3) 研究成果の普及・活用  研究成果を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表し、その普及を図るとともに、その結果を教育に反映する。	③研究成果の普及・活用  ア 研究成果の普及・活用を推進するため、期間中 10 件程度の刊行物を公開するほか、機構のホームページにその概要を掲載するとともに、その結果を教育に反映する。 イ 学術誌への論文投稿及び国際学会、学術	③研究成果の普及・活用  ア 研究成果の普及・活用を発行する。 ・10 件程度の査読付き学術論文発表、12 件程度の国際学会発表及び学術講演会発表を行う。	<主な定量的指標> ・2 件程度定期刊行物 ア 研究成果について 2 件の定期刊行物（学術論文集）として発行するとともに、ホームページにその概要を掲載した。 平成 28 年度の主な事例として、航海情報の統合に関する研究、オンボード操船シミュレータの訓練手法に関する研究」及び「船内の密閉区域からの救助に関する調査研究（SOLAS 条約の新たな改正に関する研究）」の研究成果について、それぞれ水先人教育、六級海技士（航海）のシミュレータ訓練及び実際の救助訓練のプログラムに反映している。 研究の成果を国内外に公表するために、査読付学術論文を 10 件（達成度 100%）発表するとともに、国際学会において 8 件、国内学会では 26 件の研究発表（達成度 283.3%）を実施している。統合後に開催された 2	<主要な業務実績> ③研究成果の普及・活用 ア 研究成果について 2 件の定期刊行物（学術論文集）として発行するとともに、ホームページにその概要を掲載した。 平成 28 年度の主な事例として、航海情報の統合に関する研究、オンボード操船シミュレータの訓練手法に関する研究」及び「船内の密閉区域からの救助に関する調査研究（SOLAS 条約の新たな改正に関する研究）」の研究成果について、それぞれ水先人教育、六級海技士（航海）のシミュレータ訓練及び実際の救助訓練のプログラムに反映している。 研究の成果を国内外に公表するために、査読付学術論文を 10 件（達成度 100%）発表するとともに、国際学会において 8 件、国内学会では 26 件の研究発表（達成度 283.3%）を実施している。統合後に開催された 2	評定と根拠 評定：B 計画通りの実績を上げている。  評定 B  <評定に至った理由> 研究成果の公表については、2 件の定期刊行物（海技教育機構研究報告、調査研究時報）（達成度 100%）を発行している。 「航海情報の統合に関する研究」、「オンボード操船シミュレータの訓練手法に関する研究」及び「船内の密閉区域からの救助に関する調査研究（SOLAS 条約の新たな改正に関する研究）」の研究成果について、それぞれ水先人教育、六級海技士（航海）のシミュレータ訓練及び実際の救助訓練のプログラムに反映している。 研究の成果を国内外に公表するために、査読付学術論文を 10 件（達成度 100%）発表するとともに、国際学会において 8 件、国内学会では 26 件の研究発表（達成度 283.3%）を実施している。統合後に開催された 2

	<p>講演会等での研究発表を行うことにより、研究成果を国内外に公表する。研究発表件数は、期間中 50 件程度の査読付き学術論文発表、60 件程度の国際学会発表及び学術講演会発表を行う。</p>	<p>程度、査読付き学術論文を発表するとともに、12 件程度、国際学会発表及び学術講演会発表を行う。</p>	<p>区域からの救助に関する SOLAS 条約の新たな改正に関する研究の成果について、それぞれ水先人教育、六級航海課程のシミュレータ訓練及び実際の救助訓練のプログラムに反映した。(再掲)</p> <p>イ 10 件の査読付き学術論文発表、34 件の国際学会発表及び学術講演会発表を実施した。</p> <p>【添付資料 10 研究成果発表一覧】</p>	<p>回の研究発表会において、発表会場の他にブースを設け、インターネット環境を利用した中継を行っている。</p> <p><b>【1回目】</b>平成 28 年度海技大学校発表会 (海技大学校(芦屋市)から機構本部(横浜市)に中継)</p> <p><b>【2回目】</b>第 1 回研究発表会 (機構本部(横浜市)から海技大学校(芦屋市)に中継)</p> <p>その他、海技大学校機関科講師が、平成 28 年 10 月に開催された第 86 回(平成 28 年)マリンエンジニアリング学術講演会において、優秀な研究発表を行なった若手研究者や技術者に贈られる「日本マリンエンジニアリング学会学術講演会優秀講演賞」を受賞している。</p> <p><b>【講演題目】</b> 多眼カメラを用いた船舶の位置計測精度向上に関する実験的検討</p> <p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構ホームページの「研究活動」については、研究計画、研究活動、研究成果の透明性、公開性を念頭に改善を検討する必要がある。</li> </ul>
--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
I—(3)	成果の普及・活用促進											
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第11条						
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)				関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383						
2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
研修生受入 (計画値)	期間中 1,025名 程度	—	205名 程度					予算額（千円）				
研修生受入 (実績値)			259名					決算額（千円）				
達成度			126.3%					経常費用（千円）				
職員派遣 (計画値)	期間中 475名程度	—	95名程度					経常利益（千円）				
職員派遣 (実績値)			101名					行政サービス実施 コスト（千円）				
達成度			106.3%					従事人員数				
イベント実 施（計画値）	期間中 150回以上	—	30回以上									
イベント実 施（実績値）			31回									
達成度			103.3%									
卒業者割合 (計画値)	90%以上	—	90%以上									
卒業者割合 (実績値)			96.1%									
達成度			106.8%									
海事広報活 動（計画値）	期間中 350回程度	年間 70回程度	70回程度									
海事広報活 動（実績値）			100回									
達成度			142.9%									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	「機構法」第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。	「機構法」第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。	機構法第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。	<主な定量的指標> ・海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から 205 名程度の研修生を受け入れる。 ・関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として 95 名程度の職員を派遣する。	<主要な業務実績> ①技術移転の推進 ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から 205 名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施し、海技教育に関する知見の活用の促進を図った。  イ 日本航海学会、日本マリンエンジニアリング学会、日本船舶品質管理協会、日本船長協会等の関係委員会、民間団体からの要請に応じ延べ 85 名の職員を、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に延べ 16 名の職員を専門分野の委員として派遣し、海技教育の知見を活用し、他国との連携及び国の提示する施策の立案に取り組んだ。  ウ 国際会議等に延べ 16 名の職員を専門分野の委員として派遣し（再掲）、国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に関する施策の立案に取り組み、海技教育の知見の活用の促進を図った。  【添付資料 11 研修生の受入及び専門分野への委員派遣の実績】	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。	評定 B <評定に至った理由> 海事関連行政機関や国内外の教育機関、研究機関等から、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修に目標を上回る 259 名（外国人研修生 44 名を含む）（達成度 126.3%）を受入れ、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用の促進が図られている。地方自治体、関係学会、海事関係団体等の要請に応じ、専門分野の委員会等に延べ 85 名の職員を委員等として派遣し、機構として海技教育の知見の活用を広く行っている。 船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に延べ 16 名の職員を専門分野の委員として派遣し、海技教育の知見の活用と他国との連携を図っている。 また、国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練の施策の立案の取組としては、IMO 第 4 回 HTW 小委員会において、参加した機構職員の船員教育の専門性が認められ、期間中に実施された STCW-F 条約改正に係るコレスポンデンスグループのコーディネータに選出され、各国の意見を取りまとめるなど、海技教育の知見の活用が図られている。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。  <今後の課題> ・関係委員会等からの要請による専門家派遣については、その知見の活用について社会的貢献度を検証し、評価につなげることを検討する必要がある。

		に取り組む。	教育の知見の活用の促進を図る。				
	(2) 人材確保の推進  船員志向性の高い人材確保に向け、入学者募集のための広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築し募集活動に反映させる。また、外部機関との連携をより充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。	②広報活動 ア 人材確保  船員志向性の高い人材の確保に向け、新たな広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築し募集活動に反映させる。また、外部機関との連携をより充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。	②広報活動 ア 人材確保  船員志向性の高い人材の確保に向け、新たな広報活動に関する体制・仕組みについて検討する。また、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを 30 回以上実施する。  ・本科及び専修科の卒業者の入学者に対する割合を 90% 以上とする。	<主な定量的指標>  ・外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを 30 回以上実施する。  ・本科及び専修科の卒業者の入学者に対する割合を 90% 以上とする。	<主要な業務実績>  ②広報活動 ア 人材確保  船員志向性の高い人材の確保に向け、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを 30 回以上実施した。その内、各学校のオープンキャンパス等に併せて練習船を寄港させる新たな広報活動に関する体制・仕組みを 3 回実施（小樽港、宮古港及び清水港）し、141 名の参加者があった。  本科及び専修科の生徒・学生に対し、個別面談による学習面・就職面のサポートとともに成績不良者に対する個別指導、必要に応じてカウンセラーによる精神面のサポート等により卒業者の入学者に対する割合を 96.1% とした。  【添付資料 12 人材確保に向けた広報活動】	<評定と根拠>  評定：B  計画通りの実績を上げている。	評定 B  <評定に至った理由>  船員志向性の高い人材を確保するために、学校施設及び校内練習船を活用したオープンキャンパス等を合計 31 回実施している。  そのうち、統合による新たな広報活動として、小樽海上技術学校、宮古海上技術短期大学校、清水海上技術短期大学校のオープンキャンパス等の開催に併せて、練習船の学校所在地の近接港への寄港を連動させるイベントを計 3 回（各学校 1 回）実施し、141 名の参加者を集めている。  平成 29 年度入学試験時から、本科、専修科において入学検定料の徴収を開始し応募倍率の低下が危惧されたが、人材確保のための広報活動により、平成 29 年度入学定員に対する応募倍率は、2.2 倍を確保している。  新たな定量的指標として、本科及び専修科の生徒・学生の卒業者の入学者に対する割合、いわゆる成業率（中退率を算出し、その数値を 100% から控除したもの。）を設定しているが、入学後に行われている個別面談による学習面・就職面のサポートや、成績不良者に対する個別教育指導、カウンセラーによる精神面（生徒間のトラブル等で悩んでいる生徒・学生）のサポート等の様々な取組により、高い成業率（96.1%）となっている。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。  <今後の課題>  ・生徒・学生、実習生に対するスクールカウンセラー等によるカウンセリング機会の増加等、精神的サポートについて、より一層の充実が望まれる。
	(3) 海事広報活動の促進  次世代を担う若年層の海・船への関心を高めるため、外部機関とも連携し学校及び練習船を活用したさらなる普及活動を推進する。	イ 海事広報活動等の促進  a) 国や地方自治体等が主催する集客力の高い各種イベント等への参加、船員教育機関、関連業界等との連携を図った一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む）を	イ 海事広報活動の促進  a) 国や自治体等が主催する集客力の高い各種イベント等への参加や、船員教育機関、関連業界等との連携を図った一般公開等の海事広報活動を 70 回程度実施する。	<主な定量的指標>  ・海事広報活動を 70 回程度実施する。	<主要な業務実績>  イ 海事広報活動の促進  a) 国や地方自治体等が主催する海フェスタ等の海事関連イベントに練習船を派遣し、一般公開等の寄港要請行事を 19 回（一般公開見学者合計 46,510 名）実施した。また、外部機関とも連携して、地域住民を対象に海や船に親しむ活動を練習船に	<評定と根拠>  評定：A  練習船の一般公開等の海事広報活動において、計画以上の実績（達成度 142.9%）を上げているだけでなく、積極的かつ斬新な情報発信により広報活動の促進を図り、プレゼ	評定 A  <評定に至った理由>  次世代を担う若年層の海・船への関心を高めるため、帆船を中心とした練習船の一般公開を国や地方自治体等が主催する「海と日本プロジェクト in 晴海」や「海フェスタ東三河」等の海事関連イベント等で年間 19 回（見学者合計 46,510 名）実施している。  一般公開のほか、練習船では、地方運輸局、海事関係団体、学校等の外部機関と連携し、小・中学生を主な対象とした海や船に親しむ体験型シップスクールやブース出展を年間 40 回実施している。  学校では、地域イベントと連携し、一般市民等を対象とした校内練習船による体験航海、学校施設でのロープワーク教室やシミュレータ体験、

	<p>期間中 350 回程度実施する。</p> <p>b) 広報活動の展開にあたっては IT など多様な手段を活用し、海外への情報発信も積極的に行う。</p>	<p>b) IT など多様な手段を活用し、海外への情報発信も積極的に行う。</p>	<p>て 40 回、学校にて 41 回、計 100 回開催した。</p> <p>b) 統合後の機構ホームページを立ち上げるとともに、外国語変換機能を利用してコンテンツを英語、韓国語、中国語、フランス語、スペイン語、タガログ語での表示を可能とし、積極的な海外への情報発信を図った。</p> <p>上記に加え、88 件のプレスリリースを配信し、業界紙等に 180 件以上の関連記事が掲載された。</p> <p>また、平成 29 年 1 月から海事思想普及の一環として機構が監修した「JMETS 練習船カレー」が販売され海事広報活動の促進を図った。</p> <p>【添付資料 13 海事広報活動の実績】</p>	<p>ンスを向上させた。</p>	<p>研究の成果等を活用した公開講座の開催等を年間 41 回実施し、海事広報活動全体では、合計 100 回(達成度 142.9%)実施している。</p> <p>統合により機構ホームページを新たに立ち上げ、インターネット自動翻訳サービスを利用して、6 カ国語に翻訳し、海外への情報発信が行われている。</p> <p>その他、国内での情報発信の強化の一環として、88 件のプレス・リリースを行い、業界紙及び一般紙等に 180 件以上の関連記事が掲載されて、新たな略称である「JMETS」の浸透を図っている。</p> <p>また、新たな海事思想の普及の取組として、平成 29 年 1 月に機構がパッケージやレシピ等の監修をした「JMETS 練習船カレー」が発売されるなど、様々な手法により海事広報活動の促進を図っていることは評価に値する。</p> <p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を上回ると認められ、「A」評定とする。</p> <p>&lt;その他の事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者 4 人全員からは、「A」評定について異存はないとの意見を得ている。</li> </ul>
--	---	---	--	------------------	--

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II—(1)	効率的な業務運営体制の確立							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
本部の管理部門について、人事・給与システム及び会計システムの統合等により業務の効率化を図り、業務量の変化に見合った効率的な組織体制の確立に努める。	業務の効率的な運営を図る観点から、管理部門における業務の集約化、人事・給与システム及び会計システムの統合等により、統合メリットを發揮できるような組織体制の確立に努める。  また、宮古校の給食業務や、その他の業務についてもアウトソーシングの活用を検討する。	本部管理部門における業務の集約化、人事・給与システム及び会計システムの統合等により、統合メリットを発揮した組織体制を確立するとともに、本部業務の効率化・合理化について検証を行い、業務運営の効率化に努めたか。  ・アウトソーシングの活用を検討したか。	<評価の視点>  ・統合メリットを発揮した組織体制を確立するとともに、本部業務の効率化・合理化について検証を行い、業務運営の効率化に努めたか。  ・アウトソーシングの活用を検討したか。	<主要な業務実績>  本部管理部門において、人事・給与システム及び会計システムの統合を行い、業務の効率化を図った。  管理部門の人員については、人事・給与システム及び会計システムの統合等により、7名を減らし、うち4名を新規部門に配置して業務の効率化を図った。  宮古校の給食業務について、契約方法及び契約内容の見直しを図ったが、引受業者が決まらず平成29年度も引き続き検討することとした。	<評定と根拠>  評定：B  計画通りの実績を上げている。  <課題と対応>  ・本部業務の効率化・合理化についての検証	評定	B	<評定に至った理由>  本部管理部門の人事・給与システム及び会計システムの統合等を行い、統合前の管理部門の人員から7名を削減し、そのうち4名を新たに設置した上級教育・研究国際部に配置し、業務運営の効率化が図られている。  宮古海上技術短期大学校の給食業務のアウトソーシングについては、学校規模や食費単価の大幅な増額見込など諸事情により、適切な契約に至らなかった。今後も業務委託の仕様など見直しを行い、引き続き検討することとしている。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。  <今後の課題>  ・本部業務の効率化、合理化についての検証を行う必要がある。 ・機構業務について引き続きアウトソーシングの活用を検討する。
4. その他参考情報								

業務実績等報告書様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II—(2)	業務運営の効率化に伴う経費削減							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー		平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（年度計画値）(千円)		158,687	146,730					
一般管理費（実績値）(千円)			146,730					
達成度			100%					
業務経費（年度計画値）(千円)		537,503	532,127					
業務経費（実績値）(千円)			532,127					
達成度			100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。  業務経費（人件費、公租公課等の所要額	一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。  また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本	一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。  また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本	<主な定量的指標> ・一般管理費について、対前年度比3%程度抑制する。  ・業務経費について、対前年度比1%程度抑制する。	<主要な業務実績> 年度予算における一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）を、対前年度比7.5%（11,957千円）抑制した。なお、抑制比率が目標値3%に対して高くなつた原因是、統合前の2法人でそれぞれ予算計上していた顧問弁護士料、会計士料等について、組織統合時に重複分を削減したことによる。  業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、重複部分はないが、対前年比1%（5,376千円）抑制している。	<評定と根拠> 評定：B  <評定に至った理由> 年度計画において、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は、対前年比3%程度抑制のところ、7.5%（11,957千円）抑制されている。目標値に対して実績値が高くなつた原因は、統合前の2法人の予算を計上し、顧問弁護士料、会計士料等について、組織統合時に重複分を削減したことによる。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	評定 B

計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制することとする。	要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)についても、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額)を2%程度抑制する。	年度予算は、対前年度比1%程度抑制する。		る。 また、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、対前年度比1%(5,376千円)抑制した。
--	--	----------------------	--	---

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II—(3)	調達方法の見直し							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) 等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。  また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることがで	公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。  また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることがで	公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。  また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日付け総管第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることがで	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none"><li>・毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施したか。</li><li>・随意契約については、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施したか。</li></ul>	<主要な業務実績> <ul style="list-style-type: none"><li>「平成 28 年度調達等合理化計画」を策定の上、ホームページにおいて公開し機構内外への周知を図る等の取組を着実に実施した。</li><li>また、平成 27 年度における調達等合理化計画の進捗状況においても自己評価を行い、国土交通大臣への報告も行った上、ホームページで公開し今後の業務への指針とした。</li><li>重点的に取り組む分野として競争性のない随意契約として「海技大賃貸住宅契約」を公募で実施。対案を募ることにより競争性のない随意契約においても適正な調達を達成した。</li><li>平成 29 年度においても、引き続き競争性のない随意</li></ul>	<評定と根拠> 評定 : B 計画通りの実績を上げている。	評定 B  <評定に至った理由>  「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき平成 28 年度調達等合理化計画を策定し、ホームページにおいて公表し、同計画の実績評価の点検を実施している。  重点的な取組としては、 ① 競争性のない随意契約については、公募案件として適正な調達を目指すとされ、平成 28 年度は公募案件として「海技大賃貸住宅契約」を実施している。 海技大学校学生寮耐震工事に伴い、工事期間中に宿舎が不足するため、海技大学校近辺で賃貸住宅の複数戸の提供について複数の業者に打診したところ、条件に沿った提案を(独)都市再生機構から受けた。当該案件については、他の事業者からも条件に沿った提案を受け付けるため、公募を実施している。上記案件以外の競争性のない随意契約は、主に公共料金契約である。 ② 大型練習船の船舶用部品の購入等に関する調達は、透明性を確保するため、「青雲丸・主機関操縦装置定期点検整備の実施」を公募案件として実施している。主機関操縦装置の定期点検整備(20 年目)を行うに当たり、三造テクノサービスを特定事業者に認定し、一定の期間を設け応募要件を満たす他の事業者からの参加意志を確認するため、公募を実施している。他の事業者からの応募がなかったことから、特定事業者と

した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	きる事由により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	できる事由により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	<p>契約においても公募等を活用するなど行い適正な調達を目指す。</p> <p>【添付資料 14 平成 28 年度 独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画 実績評価の点検】</p> <p>【添付資料 15 平成 28 年度一者応札案件内訳】</p>		<p>価格交渉を行い、当初の予定価格より 108 千円の経費が削減されている。</p> <p>また、調達に関するガバナンスの徹底として、</p> <p>③ 随意契約に関する内部統制の確立として、契約審査委員会による点検を受けることとされていたが、平成 28 年度では新規の随意契約に該当する案件はなかった。</p> <p>④ 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組としては、会計課職員が随行する監事監査及び監査法人往査の行われなかつた学校について会計内部監査を実施している。平成 28 年度は、宮古海上技術短期大学校に対して会計内部監査を行い、特に問題点はなかつた。</p> <p>平成 28 年度調達等合理化計画された項目については、概ね実施されている。</p> <p>平成 28 年度の契約状況では、競争性のある契約が 146 件と平成 27 年度と比べ、23 件増加し、競争性のない随意契約が 14 件と平成 27 年度と比べ 9 件減少している。統合により競争性のない随意契約であった船舶保険契約等が一本化され、一般競争入札としている。</p> <p>競争性のある契約において、一者応札件数は 52 件であり、専門性の高い高額な機材がなかつた分、平成 27 年度より金額は減少しているが、件数は 19 件増加している。</p> <p>今後も公募による契約を推進し、一般競争入札では一者応札の改善、調達に関するガバナンスの徹底を図ることとしている。</p> <p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>
---	-----------------------------------	------------------------------------	---	--	--

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II—(4)	人件費管理の適正化							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
ラスパイレス指数		95.3 旧航海訓練所 108.8	102.6					

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	<評価の視点> ・給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。	<主要な業務実績> ・給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。  その内容についてはホームページにて「役員の報酬等及び職員の給与水準」を公表している。  平成 28 年度における当機構の給与水準を示すラスパイレス指数は 102.6 となっており、国の水準より高くなっているが、当機構は全	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。	評定 B  <評定に至った理由> 国家公務員の給与水準を考慮した上で、法人の俸給表の改訂等を行うとともに、その内容をホームページにて公表しており、適切に対応している。 給与水準を示すラスパイレス指数は、102.6%と国の水準を上回っているが、これは、統合等による本部職員の地域手当増加と、組織的に全国異動を伴うため、国家公務員の給与水準と比べ、住居手当及び単身赴任手当の支給率が高いことが影響している。 適切な人員配置等により、国に準じた給与水準を維持するよう努めている。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を概ね達成していると認められる。

				国規模の人事異動を実施しているため、住居手当及び単身赴任手当の受給率が高くなっていることが原因である。 引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組を行う。		
--	--	--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II—(5)	業務運営の情報化・電子化の取組							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	練習船及び陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークによる迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図るため、平成29年度までにクラウドシステム、マルチデバイスに対応したシステムの整備、WEB会議システム等の用途に的確に対応した情報の電子化を取り組む。	練習船及び陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークによる迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図ったか。  IT利活用レベルの向上を図るため、クラウドシステム、マルチデバイスに対応したシステムの整備、WEB会議システム等の用途に的確に対応した情報の電子化を取り組んだか。	<評価の視点>  ・迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図ったか。  ・用途に的確に対応した情報の電子化に取り組んだか。	<主要な業務実績>  情報の電子化について、次の取組を実施した。  ・グループウェアの運用開始  ・ホームページの統合化  ・業務パソコンリモートメンテナンス用システムの運用開始  ・WEB会議システムを確立し、会議のみならず、研究発表会や講習等の遠隔地開催に利用	<評定と根拠>  評定：B  計画通りの実績を上げている。  <課題と対応>  ・ホームページのコンテンツの充実化	評定  <評定に至った理由>  統合により、2法人のグループウェアを統一し、運用を開始したことにより、学校と練習船で教材等の情報共有化が図られている。  統合前に各学校で運用されていたホームページの利用を停止し、本部ホームページに各学校のコンテンツを統合し、管理運用を本部で一括して行っている。  陸上拠点（本部、学校、乗船事務室、神戸分室）にある業務用パソコンに関し、リモートメンテナンス用システムの運用を行っている。  各拠点をネットワークで結んだWEB会議システムを利用し、会議への利用以外にSSO講習に3回、研究発表会に2回活用するなど、ITの利活用レベルの向上が図られている。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	B	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III—(1)	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビュー 事業番号 0377, 0383

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
受益者負担を始めとする自己収入については、「平成 27 年度予算執行調査の調査結果」(平成 27 年 6 月 30 日)を踏まえ、引き続き段階的にその拡大を図ることとする。  専修科及び海上技術コースの授業料については、引き上げを継続するとともに、本科及び専修科の入学料・入学検定料についても、平成 29 年度から徴収を開始することとし、引き上げについては平成 32 年度までに検討する。	①授業料の段階的引き上げ  専修科及び海上技術コースの授業料を平成 30 年度までに段階的に引き上げ、自己収入を拡大する。  ②入学検定料、入学料等の徴収  海上技術学校、海上技術短期大学校の入学検定料、入学料等を平成 29 年度から徴収を開始することとし、引き上げについては平成 32 年度までに検討する。  ③航海訓練に要する	①授業料の段階的引き上げ  自己収入の更なる拡大を図るため、専修科の授業料を月額 11,900 円に、海上技術コースの授業料を月額 31,000 円に引き上げる。  ②入学検定料、入学料等の徴収  自己収入の更なる拡大を図るため、平成 29 年度から入学検定料、入学料等の徴収を開始することについて周知を行う。  ③航海訓練に要する	<主な定量的指標> ・専修科の授業料を月額 11,900 円に、海上技術コースの授業料を月額 31,000 円に引き上げる。  <評価の視点> ・計画通り授業料の引き上げを行ったか。	<主要な業務実績> ①授業料の段階的引き上げ 平成 28 年度入学者から専修科の授業料を月額 11,900 円に、海上技術コースの授業料を月額 31,000 円に引き上げた。  ②入学検定料、入学料等の徴収 海上技術学校、海上技術短期大学校の入学検定料について、平成 29 年度入学生(平成 28 年度受験生)から徴収を開始した。  また、入学料及び寄宿料を平成 29 年度から徴収を開始することについて、募集案内、ホームページ等に記載し、学校説明会等で説明し周知した。	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・自己収入の更なる拡大	評定 B  <評定に至った理由> 専修科・海上技術コースの授業料については、平成 30 年までに段階的に引上げを実施するため、平成 28 年度入学者から、専修科は月額 11,900 円、海上技術コースは、月額 31,000 円に引上げを実施している。 海上技術学校、海上技術短期大学校の平成 29 年度入学試験から、入学検定料を海上技術学校は 2,200 円、海上技術短期大学校は、9,600 円の徴収を開始している。入学料及び寄宿料については、平成 29 年度入学生からの徴収開始を様々な方法で周知が図られている。 また、練習船による航海訓練に要する費用として乗船実習訓練負担金を月額 334,000 円に引上げを実施している。 海技大学校が行う船舶運航実務課程の授業料についても、操船シミュレータ講習などのコースについて、講習に係る費用等の見直しを行い、平均 10% の引上げを実施し、自己収入の拡大が図られている。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。  <今後の課題> ・財務省による予算執行調査の結果も含め、今後の自己収入等の拡大を検討する。

<p>商船系大学、高専及び海運会社を始めとする受益者の負担のあり方については、平成 30 年度までに平成 31 年度以降の拡大計画を策定する。</p>	<p><b>費用の徴収</b></p> <p>航海訓練について、平成 30 年度までに適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。</p> <p><b>④講習における適正な受益者負担の検討</b></p> <p>海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあっては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を求める。</p>	<p><b>費用の徴収</b></p> <p>適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。</p> <p><b>④講習における適正な受益者負担の検討</b></p> <p>海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習内容の見直しとともに、講習の実施経費と講習料との関係を精査し、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を求めていく。</p>	<p><b>③航海訓練に要する費用の徴収</b></p> <p>乗船実習訓練負担金を月額 334,000 円に引き上げた。</p> <p><b>④講習における適正な受益者負担の検討</b></p> <p>海技大学校が行う船舶運航実務課程の授業料について、引き上げと受講者数の減少を見極めながら、前年度に引き続き、平均 10% 引き上げた。</p>	
---	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-(2)	保有資産の検証・見直し							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について検証する。	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について検証したか。	<評価の視点> ・保有資産の必要性について検証したか。	<主要な業務実績> 保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を規程等に基づき実査した結果、機構が保有する土地建物等は、全て教育目的及び事務・事業を実施する上で必要なものであり、その目的に沿って有効に活用していることを確認した。 また、保有する特許権3件に関しては、教育訓練及び船舶運航技術に欠かせないものとして保有を継続することとした。	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。	評定	B	<評定に至った理由> 保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を規程等に基づき実査した結果、法人が保有する土地建物等は、全て教育・訓練目的及び事務・事業を実施する上で必要なものであり、その目的に沿って有効に活用していることを確認している。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-(3)	業務達成基準による収益化							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築したか。	<評価の視点> ・収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築したか。	<主要な業務実績> 業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築した。	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。	評定 B	<評定に至った理由> 業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築されている。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。		
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III—(4)	予算、期間中の収支計画、期間中の資金計画							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	別紙のとおり	別紙のとおり	<評価の視点> ・年度計画に定めた当該予算による運営を行ったか。	<主要な業務実績> 別紙 1、2、3 のとおり。	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・一般管理費及び業務経費の節減	評定	B	<評定に至った理由> 予算は、中期計画及び平成 28 年度計画に基づき、適正に執行されており、監事による業務監査及び会計監査、会計監査人による会計監査を実施している。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
4. その他参考情報								

予算(平成28年度)

(単位:百万円)

区分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合計
収入					
運営費交付金	5,665	334	182	1,225	7,406
施設整備費補助金	73	0	0	0	73
受託収入	0	3	23	0	26
業務収入	891	1	0	4	896
計	6,629	338	205	1,229	8,401
支出					
業務経費	2,355	7	7	0	2,369
施設整備費	71	0	0	0	71
受託経費	0	3	22	0	26
一般管理費	0	0	0	236	236
人件費	4,422	303	162	778	5,665
計	6,848	314	192	1,014	8,367

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 収支計画(平成28年度)

(単位:百万円)

区分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合計
費用の部	6,682	314	192	1,005	8,192
経常費用	6,682	314	192	1,005	8,192
業務経費	6,299	310	169	0	6,779
受託経費	0	3	22	0	26
一般管理費	0	0	0	993	993
減価償却費	383	0	0	12	395
収益の部	6,677	313	192	1,004	8,187
経常収益	6,677	313	192	1,004	8,187
運営費交付金収益	5,259	310	168	987	6,724
受託収入	0	3	23	0	26
業務収入	906	1	0	4	910
資産見返負債戻入	513	0	0	13	526
純損失	4	0	0	1	5
目的積立金崩額	28	1	1	8	37
総利益	23	1	1	7	31

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 資金計画(平成28年度)

(単位:百万円)

区分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合計
資金支出	6,694	311	202	1,315	8,522
業務活動による支出	6,235	310	201	1,263	8,009
投資活動による支出	119	1	1	52	173
財務活動による支出	340	0	0	0	340
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	6,828	313	201	1,301	8,643
業務活動による収入	6,824	313	201	1,301	8,639
運営費交付金による収入	5,629	310	168	1,299	7,406
受託収入	0	3	33	0	36
業務収入	1,195	1	0	1	1,198
投資活動による収入	4	0	0	0	4
施設整備費補助金による収入	4	0	0	0	4

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III- (5)	短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビュー 事業番号 0377, 0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。	<主要な業務実績> 平成 28 年度は該当なし		評定	—	<評定に至った理由> 平成 28 年度において該当がない。 ※評価の対象とならない。	
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-(6)	重要な財産の処分等に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	該当なし	該当なし		<主要な業務実績> 平成28年度は該当なし		評定	—	
						<評定に至った理由>		
						平成28年度において該当がない。 ※評価の対象とならない。		
4. その他参考情報								

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-(7)	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的的確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。 ①施設・設備、訓練機材等の整備 ②安全管理及び研究調査の推進 ③燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足	期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的的確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。 ①施設・設備、訓練機材等の整備 ②安全管理及び研究調査の推進 ③燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足		<主要な業務実績> 平成28年度は該当なし		評定  <評定に至った理由> 平成28年度において該当がない。 ※評価の対象とならない。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—(1)	施設・設備の整備							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。  なお、本計画は、毎年の業務運営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。  ①海技大学校の西学生寮、波方海上技術短期大学校の校舎及び学生寮等を整備する。	機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。  ①海技大学校の学生寮及び教室、波方海上技術短期大学校の校舎及び学生寮等を整備する。	機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。  ①海技大学校の学生寮及び教室、波方海上技術短期大学校の校舎及び学生寮等を整備する。	<主要な業務実績> ① 平成28年度第2次補正予算において海技大学校学生寮（西）及び口之津校生徒寮の耐震工事の予算措置が行われた。  海技大学校の学生寮及び教室、波方海上技術短期大学校の校舎及び学生寮等の整備状況については、別紙4のとおり。  ②学校の校内練習船について、養成定員及び養成課程の見直しに合わせて、将来的な必要性を検討している。	<評定と根拠> 評定：B  計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・校内練習船について、国が設置する検討会の検討状況を踏まえつつ、将来的な必要性を検討する必要がある。	評定  <評定に至った理由>  機構の学校施設の整備については、耐震診断の結果等を踏まえた整備計画により行われている。平成28年度に予定された海技大学校、波方海上技術短期大学校等の学生寮・校舎等の耐震設計業務は完了している。第2次補正予算で措置された海技大学校学生寮（西）並びに口之津海上技術学校生徒寮耐震補強工事については、年度内の早期着工に努め、契約している。  また、校内練習船については、養成定員及び養成課程の見直しに合わせて、将来的な必要性について引き続き検討している。  以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	B
施設・設備の内容 ・教育施設整備 学校施設の耐震改修工事 等 予定額（百万円）	施設・設備の内容 ・教育施設整備 学校施設の耐震改修工事 予定額（百万円）					

	<p>・総額 3,141</p> <p>財 源</p> <p>・独立行政法人海技教育機構施設整備費補助金</p> <p>②校内練習船について、将来的な必要性を検討し、代替計画を策定する。</p>	<p>・79</p> <p>財 源</p> <p>・独立行政法人海技教育機構施設整備費補助金</p> <p>②校内練習船について、将来的な必要性を検討する。</p>			
--	---	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

## 平成28年度計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
教育施設整備 学校施設の耐震改修工事	79	独立行政法人海技教育機構 施設整備費補助金
合計	79	

## 平成28年度契約実績

施設・設備の内容	契約額 (千円)	財源
唐津海上技術学校耐震改修設計業務	1,982	独立行政法人海技教育機構 施設整備費補助金
口之津海上技術学校耐震改修設計業務	5,108	
口之津海上技術学校寄宿舎耐震補強工事	80,568	
口之津海上技術学校寄宿舎耐震補強工事 監理業務委託	1,858	
波方校学生寮耐震及び学生寮等建築工事	19,756	
海技大学校第一実習実験棟ほか耐震改修設計業務	4,100	
海技大学校耐震補強工事等設計業務	13,824	
海技大学校学生寮(西)耐震補強工事	137,700	
海技大学校学生寮(西)耐震補強工事監理業務委託	3,132	
合計	268,028	

\* 平成28年度に補正予算で措置された施設整備補助金を含む

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—(2)	人事に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事交流 (計画値)	期間中 300名以上	期間中 250名以上	60名以上					
人事交流 (実績値)			64名					
達成度			106.7%					
職員研修 (計画値)	期間中 950名以上	期間中 750名以上	190名以上					
職員研修 (実績値)			327名					
達成度			172.1%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、座学を行う船員教育機関及び海運会社等との人事交流を積極的に推進する。  また、教職員に求められる能力・専門性を向上させるべく、研修等を通じた人材育成策を拡充する。	船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図るために、次の取組を行う。  ①船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に300名以上の人事交流を行う。 ②職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率	船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図るために、次の取組を行う。  ①船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と60名以上の人事交流を行う。 ②職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率	<主な定量的指標> ・船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と60名以上の人事交流を行う。 ・190名以上の職員に対して研修を実施する。	<主要な業務実績> ①船員教育機関1名、海運会社18名及び海事関連行政機関等45名、計64名の人事交流を行い、船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図った。 ②外部委託研修69名、内部研修258名、計327名に対して研修を実施し、職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材	<評定と根拠> 評定:B  計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・船員教育機関、海運会社との人事交流の活性化	評定 B  <評定に至った理由> 国土交通省、船員教育機関、海運会社等と64名（転入32名、転出32名）の人事交流を実施し、船員教育の質の向上、効率的な教育、訓練の実施及び組織の活性化に努めている。 また、職員の資質・能力の維持・向上を図るため、外部委託研修を69名、内部研修を258名、計327名に対して実施している。  以上を踏まえて、中期計画の所期の目標を概ね達成していると認められる。  <今後の課題> ・教員、乗組員が不足する中、船員教育機関や海運会社からの出向者の受入等に一層取り組む必要性がある。

	<p>化とともに海技教育の質向上に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を策定し、外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ 950 名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。</p>	<p>化と海技教育の質向上に資するため、外部委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を 190 名以上の職員に対し実施する。</p>	<p>の適切な配置及び業務の効率化と海技教育の質向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施した主な研修</li> </ul> <p>外部研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省情報システム統一研修</li> <li>・ コミュニケーション研修</li> <li>など</li> </ul> <p>内部研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファーストステップ研修</li> <li>・ 管理職者研修</li> <li>・ LL 装置活用研修</li> <li>など</li> </ul> <p>【添付資料 16 人事交流及び教職員の研修実績】</p>	
--	---	--	--	--

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—(3)	積立金の使途							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
前中期目標期間中からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	前中期目標期間中からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	<評価の視点> ・積立金は、有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当したか。	<主要な業務実績> 平成28年度の繰越額は41,029,466円となっている。このうち、36,955,621円を有形固定資産の減価償却費、前払保険料等として充当した。	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。	評定 <評定に至った理由> 第2期中期目標期間中の繰越積立金は、第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得した資産の減価償却に要する費用等であり、平成28年度の繰越額41,029,466円のうち、36,955,621円を減価償却費、前払保険料等として充当している。  以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	B		

  

4. その他参考情報								

業務実績等報告書様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—(4)	内部統制の充実・強化							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成28年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。  特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。  また、法人の長がこれらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を毎年度開催する。  ①コンプライアンスの一層の推進を図る	業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効率的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。  特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、年度内に重大事故発生件数0件を目指す。  また、機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を毎年度開催する。  ①コンプライアンスの一層の推進を図る	<評価の視点> ・内部統制に関する委員会を毎年度開催したか。 ・内部通報制度の環境整備を行ったか。 ・コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施したか。 ・業務運営におけるリスクを適切に管理したか。	<主要な業務実績> ① 内部統制に関する委員会を3回開催した。主な取組は次のとおり。 ・基本理念等の策定 業務方法書の規定に基づき「運営基本理念」、「運営方針」及び「倫理指針・行動指針」を策定 ・内部通報制度の環境整備 内部通報の環境整備に基づき、内部通報制度の説明資料、通報・相談のフロー図を作成し職員に当該制度の再周知を実施 ・ハラスメント及び飲酒運転撲滅宣言 特に飲酒については、理事長からの宣言に基づき各部署においても同宣言を策定し所属職員に対して注意喚起を実施 教育・研修について、新	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・コンプライアンスの一層の推進を図る必要がある。	評定 B  <評定に至った理由> 2法人の統合により、新たな内部統制システムの構築とその充実・強化を図るため、以下の取組を実施している。 ・統合後の機構の業務について実施状況を把握し、分析・見直しを行うため、内部統制に関する委員会を3回開催している。委員会では、統合による基本理念等の策定、内部通報制度の環境整備及び職員等の不祥事(パワーハラスメント及び酒気帯び運転)が発生したため、従前から実施しているコンプライアンス推進体制の強化に加え、ハラスメント及び飲酒運転撲滅宣言等を実施し、一層の強化が図られている。その他、マタニティハラスメント等など新たな項目がコンプライアンスマニュアルに盛り込まれている。 ・コンプライアンス推進に係る教育・研修として、新規採用や管理職昇任時にコンプライアンスに関する項目を強化して実施し、ハラスメント防止に関する研修も実施している。  業務運営における適切なリスク管理により座学教育及び航海訓練の重大事故の発生はなかった。  平成27年度決算検査報告において、会計検査院から海技免許講習における英会話語学練習のために、賃貸借契約により海上技術学校及び海上技術短期大学校に導入した情報技術用パソコンコンピュータに付加されたLL機能が、平成26年4月から平成28年3月までの間、全く使用されておらず、所期の目的が不達成として不当事項の指摘を受けた。			

	<p>ため、内部通報制度の環境整備を行うとともに、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施する。</p> <p>②リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。</p>	<p>ため、内部通報制度の環境整備を行うとともに、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施する。</p> <p>②リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。</p>	<p>規採用や管理職昇任時の研修等におけるコンプライアンスに関する講義項目を充実・強化して実施した。また、マタニティハラスメント等など新たな項目をコンプライアンスマニュアルに盛り込みハラスメント防止に関する研修を実施した。</p> <p>② 業務運営における適切なリスク管理により座学教育及び航海訓練の重大事故はなかった。</p> <p>③ 平成27年度会計実地検査において、平成26年4月に海上技術学校・海上技術短期大学校に導入したLL機能付き情報技術用パソコンのLL装置（語学練習装置）が全く活用されていないと不当事項として指摘された。調査の結果、LL機能を使用して語学練習を効率的かつ効果的に実施するという認識が欠けていたこと、教員に対するLL機能の導入目的の周知が十分でなかったことが原因と判明したため、海上技術学校・海上技術短期大学校の教員を対象として、導入目的等の周知徹底に加え、取扱及び教授法の技能を向上させる研修を実施した。また、他の教材についても使用状況を調査し、再発防止に努めた。</p>		<p>指摘を受けて、機構は、海上技術学校及び海上技術短期大学校の教員を対象として、LL機能の導入目的等の周知徹底に加え、同機能の取扱い及び教授法の技能を向上させる研修を実施している。平成28年度は、学習指導の改善により語学授業においてLL機能の利活用が行われ、指摘された事案は解消されている。なお、情報技術用パソコンのコンピュータ本体は、平成26年4月導入当初から、情報処理等の授業に利活用されている。</p> <p>また、その他の教材についても使用状況を調査し、再発防止が図られている。</p> <p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>
--	---	---	--	--	---

#### 4. その他参考情報

業務実績等報告書様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—(5)	監事の機能強化等によるガバナンス強化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の機能の実効性を向上させる。	内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。	内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。	<評価の視点> ・ガバナンスの強化を推進したか。	<主要な業務実績> 監査計画に基づき、独立行政法人通則法の改正による内部統制及びコンプライアンスの強化並びに組織統合に伴う効果やその取組状況等を中心として、学校 4 校（小樽、館山、唐津、口之津）、練習船 2 隻（大成丸、青雲丸）及び本部の監事による監査を実施した。監査結果については、フォローアップを行い、ガバナンスの強化を図った。	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。	評定 B <評定に至った理由> 統合により、新たに承認された監査計画に基づき、独立行政法人通則法の改正による内部統制及びコンプライアンスの強化並びに組織統合に伴う効果やその取組状況等を中心として、学校 4 校（小樽、館山、唐津、口之津）、練習船 2 隻（大成丸、青雲丸）及び本部に事前にモニタリングを行われ、監事による監査を実施している。 監査結果については、フォローアップを行い、ガバナンスの強化が図られている。 以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—(6)	情報セキュリティ対策							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度行政事業レビュー 事業番号 0377,0383				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定) 等の政府の方針に基づき、法人が保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御能力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化等の適切な情報セキュリティ対策を推進する。	内閣官房情報セキュリティセンター (NISC) 策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成 26 年 5 月 19 日情報セキュリティ政策会議第 39 回会合改定) に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。	内閣官房情報セキュリティセンター (NISC) 策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成 26 年 5 月 19 日情報セキュリティ政策会議第 39 回会合改定) に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。	<評価の視点> ・機構内の情報セキュリティ対策の強化を図ったか。	<主要な業務実績> 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、次の取組等を実施した。 ・統合法人の情報セキュリティポリシーを作成するとともに、全役職員の情報セキュリティ教育を計画・実施してその内容を周知徹底した。 ・全役職員に対し、情報セキュリティ対策自己点検を計画・実施して改善点の把握に努めた。 ・本部、海技大学校及び波方校において情報セキュリティ外部監査、ペネトレーションテストによる脆弱性診断を受審し、情報の格付け表示等の指摘事項について見直し、改善等に向	<評定と根拠> 評定：B 計画通りの実績を上げている。  <課題と対応> ・セキュリティ対策に関する組織体制の強化と予算確保	評定 B  <評定に至った理由> 統合により、組織ごとに異なっていた情報セキュリティ体制、ネットワーク体制が統一されている。 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 26 年度版及び平成 28 年度版)」に基づき、次の取組等を実施している。 ・統合法人の情報セキュリティポリシーを作成・見直しをするとともに、全役職員の情報セキュリティ教育を計画・実施して、その内容を周知徹底している。全役職員に対し、情報セキュリティ対策自己点検を計画・実施して改善点の把握に努めている。 ・本部、海技大学校及び波方校において情報セキュリティ外部監査、ペネトレーションテストによる脆弱性診断を実施し、情報の格付け表示等の指摘事項について見直し、改善等に向けた作業を実施している。 ・サイバーセキュリティ基本法改正に伴い、(独)情報処理推進機構の不正通信監視サービス（第 2 GSOC）の契約を行い、脆弱性情報等の注意喚起入手できる仕組みを導入している。 ・組織統合により、各学校等で契約されていたネットワーク網を統合し、閉塞網ネットワーク構築の準備として、専用光回線の導入、アクティブディレクトリ、IT 資産管理システム、グループウェアの調達が実施されている。 波方海上技術短期大学校における入試合格者受験番号が合格発表日前に電子掲示板サイトに投稿されていたことを受けて、ネットワーク機器		

			<p>けた作業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正通信監視サービス(第2GSOC)の契約を行い、脆弱性情報等の注意喚起を入手できる仕組みとした。</li> <li>・閉塞網構築の準備として、専用光回線の導入、アクティブディレクトリ、IT資産管理システム、グループウェアの調達を行った。</li> <li>・入試合格者受験番号の流出を受け、年度毎の情報セキュリティ教育とは別に、機構全職員に対して幹部による情報セキュリティ指導・教育を実施した。上記インシデント発生後、迅速にインターネットの切り離し及びホームページの管理を機構本部にて一元的に行うことにより、安全な環境を整えた。</li> <li>なお、平成29年度は、統一基準群に基づき、閉鎖網構築作業を迅速に進めていくこととする。</li> </ul>	<p>等の調査が行われたが、情報の漏洩や外部からの不正アクセス等の痕跡は確認できなかった。事案発見後、機構として直ちに次の改善策を実施し、再発を防止に努めている。なお、本事案による被害は発生していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度計画の情報セキュリティ教育とは別に、機構全職員に対して幹部による情報セキュリティ指導・教育を実施している。</li> <li>・波方海上技術短期大学校をはじめとする各学校等の情報システムについては、当初計画を前倒しして、機密性の高い情報を直ちにインターネット環境から切り離し、外部ネットワークからの接続を分離させている。</li> <li>・閉塞網ネットワーク完成までは、安全性を確保するため、インターネットに接続できる学校等のパソコンコンピュータの台数を制限している。</li> <li>・各学校等で運営していたホームページを情報セキュリティの高い本部ホームページに統一し、本部で一元的に管理運営を行っている。</li> </ul> <p>なお、平成29年度においては「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成28年度版)に基づいた閉鎖網ネットワーク構築の早期完成のため、迅速に進めていくことが計画されている。</p> <p>以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報